

(別紙)

**ホープツーリズム拡大推進事業（サイクルを活用した誘客促進）
業務委託仕様書（案）**

1 委託業務の名称

ホープツーリズム拡大推進事業（サイクルを活用した誘客促進）

2 事業目的

福島県浜通り地域等は、東日本大震災とその後の原発事故からの復興の光と影を首都圏から最も近くで体感できる場所であり、また、当地域は世界で類を見ない複合災害を経験した唯一の場所で、沿岸部を中心としたインフラ整備の進展とともに、その複合災害から復興に向け挑戦をし続ける多くの人々がいる場所でもある。

一方、旅行スタイルのニーズは、コロナ禍によるライフスタイルの変化や脱炭素化への要請の下、自転車活用の有効性は、環境・健康・まちづくりといった様々な分野で益々注目を浴びており、インバウンドを中心とした誘客に欠かせないツールとして、まさに浜通り地域のおかれた実情にマッチし、実誘客の創出や地域経済の活性化に係る強力な切り札となりうるものである。

これらを背景として、本県では、浜通り等への誘客促進の取組として、官民約50団体で構成する「ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置し、ナショナルサイクルルート（以下「NCR」という。）の指定も視野に入れ、走行環境や受入環境等の整備を重点的に進めてきたところであり、今後、推進協議会が主体となる持続可能なサイクルツーリズムの推進を図りながら、本県が世界に誇るサイクリングルートの魅力を国内外に発信することにより、サイクリストの誘客を促進し、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 委託契約上限額

45,000,000円（消費税及び地方消費税の額含む）

5 委託業務の内容

(1) サイクリスト受入環境整備

① ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会の運営支援

推進協議会の構成員との協働によるサイクルを活用した地域づくりを推進するため、研修・ワークショップ等を行うとともに、協議会における運営ビジ

ョン策定の支援を行い、市町村や県民等の意識を醸成する。

ア 本事業で行う受入環境・情報発信等の整備推進計画の策定と進行管理

イ 推進協議会の企画・運営（資料作成及び内容のとりまとめを含む）

（ア）基調講演を含め総会を年2回開催

（イ）受入環境・情報発信検討部会の専門部会を年3回開催

ウ 協働のサイクルによる地域づくりや「ふくしま浜通りサイクルルート（以下「浜サイ」という。）」の普及・啓発のためのワークショップ企画・運営（資料作成及び内容のとりまとめを含む）

エ 協議会における中・長期的な運営ビジョン策定に向けた研修等の企画・運営（資料作成及び内容とりまとめ含む）

オ アンケートの実施による構成員の意識と地域活動への参加状況等の把握と分析

カ ウ～オの事業実施によって導かれた課題と目標の整理、新たな行動の提案

キ その他

- ・全体報告書の作成、提出
- ・各実施業務のスケジュール作成及び進行管理
- ・上記以外で協働のサイクルを活用したまちづくりを推進するための提案

② サイクリスト対応施設の整備等

サイクリストが休憩や宿泊で利用できる施設（サイクルステーション）、または、故障時等に修理等やピックアップの対応ができる施設（サイクルレスキュー、サイクルタクシー）の新規指定施設を5施設以上確保できるよう支援すること。なお、新規施設の確保に当たっては、県と協議の上、新規指定施設候補を10施設以上選定するとともに、当該施設事業者に対し、設置の意義や必要性について理解を得ること。

サイクルステーションに対しては、NCRの指定要件にあるサイクルステーション・宿泊施設の要件が満たされるよう施設事業者と調整を図ること。

また、サイクリストへのサービス向上を図るため、サイクリスト対応施設向けに受入時の対応講習会を1回以上開催すること（オンライン形式可）。

なお、サイクルステーション利用者数について、施設等へ定期的に確認し、把握すること。

③ サイクリスト応援店の募集等

浜サイに来訪するサイクリストが立ち寄りやすい施設を増やすことを目的

に、「浜サイサイクリスト応援店」の新規施設を募集し、設定趣旨等の説明を実施の上、15施設以上の登録を目標として施設事業者と調整を図ること。

なお、サイクリスト応援店の定義は、店舗等においてサイクリストを歓迎する意向を表明するのみとし、その趣旨に賛同する場合は別に作成するステッカーの掲出を行うほか、後述の協議会HPにて紹介するものとする。

④ 「ふくしま浜通りサイクルルートアドバイザー」の運用管理

NCR指定を目指す中、市町村等の要請に応じて課題解決につなげられる専門家を派遣し、もってサイクリングを通したまちづくりの推進を目的に、協議会で令和6年8月に委嘱した、「ふくしま浜通りサイクルルートアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」（株式会社アーチ・ヒーロー北海道 高橋幸博氏）の運用管理を行うこと。なお、アドバイザーの活用については県と協議の上、決定すること。

⑤ サイクルガイド育成（多言語）

サイクリストに同行して観光ガイドを行うとともに運行上のリスク管理などを行う多言語対応（英語）のサイクルガイドを育成する講習会を1回以上開催すること。参加者は10名程度を目標とし、講習会内容、スケジュール、講習会参加者の活用機会について提案すること。なお、講習会参加者（これまでの参加者を含む）の活用機会については、20名程度を目標とする。

⑥ サイクル先進地視察

「自転車の聖地」としての成功要因、課題及び現場の知見を得ることを目的に先進地視察を実施すること。視察場所については県と協議の上決定するとともに、視察に関する協議会構成団体との連絡・調整、スケジュール管理、移動手段及び宿泊場所の手配等も行うこと。

なお、浜サイの課題や視察の目的及び視察で得た知見を自地域での施策に昇華させる方法等を明確化するため、視察の前後に、協議会構成団体を参集したワークショップを各1回以上開催すること。

（2）誘客促進

① 「ふくしま浜通りサイクルルートアンバサダー」の運用管理

ふくしま浜通りサイクルルートの魅力を効果的に発信することを目的に、協議会で令和6年8月に委嘱した「浜サイアンバサダー（以下「アンバサダー」

という。)」（サイクリング YouTuber のけんたさん（日本人）、リンダさん（台湾人）の2名）について、サイクリングイベントや協議会等への参加のほか、ルートの魅力を効果的に発信できる企画（YouTube 動画撮影のほか、行程や立ち寄りスポットを記事化する等）を提案すること。情報発信回数は計10回以上、10,000PV以上を目標とする。

なお、上記アンバサダー以外にも、より効果的な発信が期待できる SNS 等インフルエンサーの活用提案も可能とする。

また、「アンバサダー」のファンをターゲットとし、ふくしま浜通りサイクルルートをアンバサダーとともに走行するファンツアーイベントを1回以上開催すること。アンバサダー以外の参加者は計15名以上とし、ツアー参加費用は自己負担とする。なお、企画提案に当たっては、ファンツアーの行程、内容、スケジュールについて提案すること。

② 協議会構成員と連携した誘客イベント等の実施

サイクリングの出発地点となるゲートウェイ3エリア（新地エリア、富岡エリア、いわきエリア）において、各エリア1回以上サイクルイベント等を実施すること。実施に当たっては推進協議会の構成員、地元自治体、観光協会等と連携した内容とすることとし、参加者は1回開催あたり5名以上とする。

イベントにおいては、ホープツーリズムに関連した内容を含むもので企画提案すること。

（3） 情報発信

県が運営するWEBサイト等(表1)を最大限に活用した事業展開とすること。

<表1：県運営のWEBサイト等>

	名称	媒体	URL
1	ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会	WEB サイト	https://hamadori-cycle.jp/
2		Instagram	https://www.instagram.com/fukushima_hamacycling/
3		Facebook	https://www.facebook.com/profile.php?id=61575303330690

① ホームページ等による情報発信

協議会のホームページの運営を行い、掲載情報（サイクルルートマップ、

サイクルステーション施設、協議会の取組内容等)の更新作業、新規サイクルステーション施設等の追加掲載作業を行うこと。なお、サイクルルートマップ更新に当たっては、ルート走行を実施した上で更新を行うこと。

② 公式SNSを活用した情報発信

契約後協議した時期よりより投稿を開始し、月4回以上の通常投稿を行うこと。なお、アカウントの周知状況を見ながら協議の上、最適な投稿回数を維持するものとする。

③ サイクルマップの更新

(3) ②において更新したサイクルマップの紙媒体の増刷を行うこと。印刷部数は10,000部以上とし、市町村や関係施設等に配布すること。

(4) その他留意事項

実施については、以下の内容を踏まえること。

- ・事業全体の統括責任者を配置すること。
- ・業務実施に当たっては、報道機関との連携も可能であるものの、一部の報道機関に偏りのないよう、公平性を踏まえること。
- ・企画・調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行うこと。
- ・参加者の募集は、独自のノウハウや手法を活用し、関係団体等と連携して予定人数の参加者(特に県外者)が見込めるように考慮した集客方法を行ない、チラシの作成・配布、ホームページ、SNS等を利用し、効果的に行うこと。
- ・ツアーでは、様子を記録するため写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ・ツアー訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、ツアー中は参加者および関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- ・事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。
- ・事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて福島県に帰属することとし、一切のデータ等

を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとし甲が著作物を継続的に利用できるものとする。

- ・SDGsの推進として、本委託業務の実施に際しては、持続可能な開発目標（SDGs）の要素を踏まえること。

6 成果品

- (1) 業務実績報告書（事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載
持続的な取組とするための手立ての記載等）
- (2) 製作したツール等一式（動画データ、制作資料等）
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1）
 - ・統括責任者通知書（様式第2）
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（様式第3）
 - ・成果品
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 その他

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (3) 本仕様書に定めのない内容であっても、事業目的の達成によりよい手法、技術等のアイデアがあり、予算の範囲内で可能なものについては、積極的に提案すること。なお、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (4) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（サイクルを活用した誘客促進）
- 2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間
着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担 当 者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（サイクルを活用した誘客促進）
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（サイクルを活用した誘客促進）
- 2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。
(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。
(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。
(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。
(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。
(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。